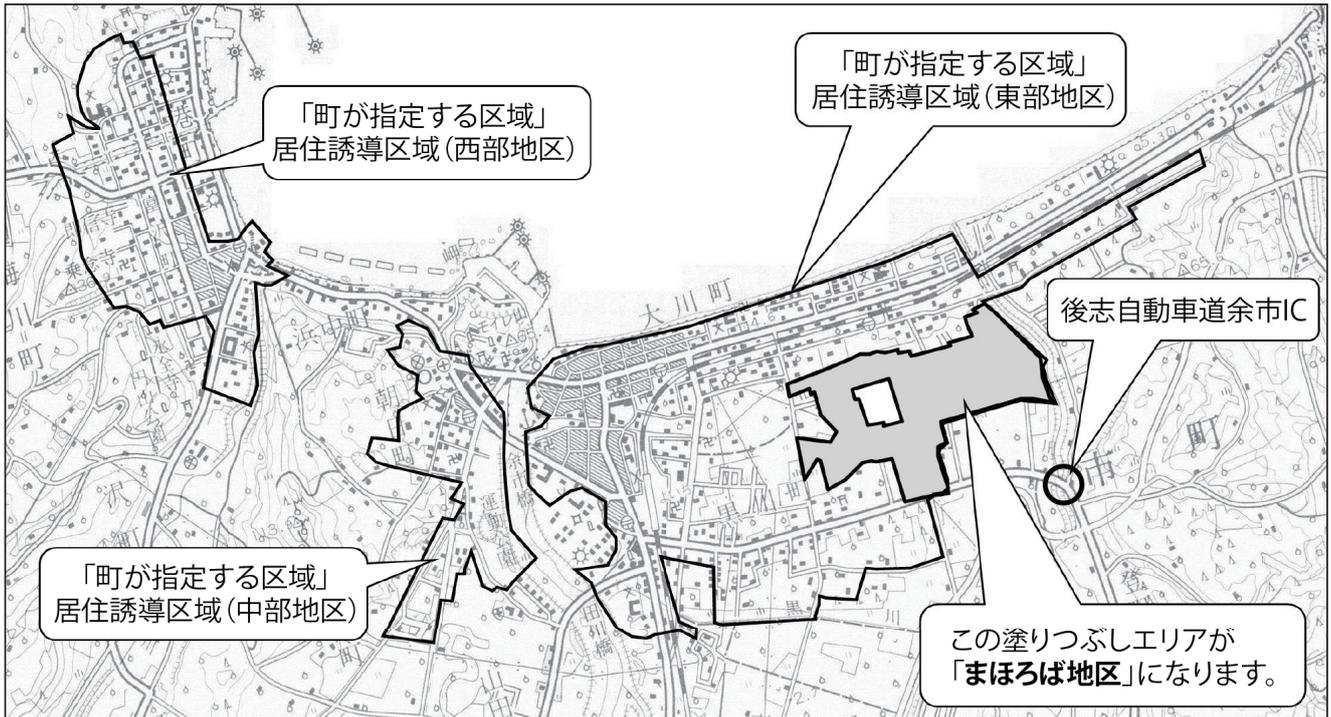


○住宅取得等支援補助制度対象区域図

①線の内側が「町が指定する区域」で、その中にある塗りつぶしのエリアが「まほろば地区」です。

②図面は目安ですので、詳細は町ホームページ内の「居住誘導区域図」をご確認いただくか、問合せください。



問合せ まちづくり課まちづくり推進係 ☎21-2124



固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

縦覧は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧は、「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

| 縦覧「土地・家屋価格等縦覧帳簿」 | |
|------------------|---|
| 縦覧できる人 | <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税者本人または代理人 納税者と同居の親族 納税管理人 |
| お持ちいただくもの | <ul style="list-style-type: none"> 納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 |

| 閲覧「固定資産課税台帳」 | | |
|--------------|---|--|
| 閲覧できる人 | ① | <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税義務者または代理人 納税義務者と同居の親族 納税管理人 納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。 |
| | ② | <ul style="list-style-type: none"> 借地人、借家人等 賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。 |
| | ③ | <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の処分をする権利を有する方 当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。 |
| お持ちいただくもの | <ul style="list-style-type: none"> 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 <ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 上記②、③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など） | |

期 間：4月1日（水）～5月25日（月） 8：45～17：15（土・日・祝日除く）

場 所：税務課窓口

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115